

教育福祉委員会要求資料

令和5年3月
教育委員会

マスク着用に係る学校への通知の内容について

別添のとおり

(Y 9 0 3 A 7)
令和4年5月25日

京都市立学校・幼稚園長 様

教 育 委 員 会
体 育 健 康 教 育 室 長
(学校保健安全担当 708-5321)

保護者へのマスク着用の考え方の周知について

日頃から、新型コロナウイルス感染拡大防止と教育活動の両立のため、御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、学校教育活動におけるマスクの着用については、令和4年4月27日付け通知(Y903A7)『京都市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策』の改訂(R4/4/27版)」において、文科省衛生管理マニュアル(Vol.8)を踏まえた留意点をお示するとともに、令和4年5月2日付け通知「熱中症事故等の防止について」(Y903C6)においても、活動の様態や児童生徒の様子を踏まえて臨機応変にマスクの取り外しを指導するなど、熱中症予防を優先した対応について、改めてお願いをしているところです。

こうした中、気温や湿度が高まり、熱中症が生じやすくなる季節を迎えるにあたり、厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が示されました。

また、厚労省からの事務連絡を受け、文科省からも、「これまでの学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨ではない」とした上で、マスク着用が不要な場面の例等が示されています。

各校園においては、この度の厚労省・文科省からの事務連絡の内容について、所属教職員と共通理解を図った上で、保護者の皆様とも共有しながら、子どもたちの命と健康を守るとともに、感染拡大防止と円滑な教育活動の実施を徹底してください。

つきましては、別紙「文例」や「リーフレット」を御活用いただき、文書での配布、PTA・学校メール配信システムの活用、学校HPへの掲載等により、保護者へ周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、児童生徒等の発達段階や特性等を踏まえ、別途、保護者向け周知の内容について、学校指導課、総合育成支援課からお示しさせていただく場合がありますので、適宜御対応ください。

【添付文書】

(添付1) 保護者向けお知らせ文例

(添付2) リーフレット「子どものマスク着用について」(厚生労働省・文部科学省作成)

(添付3) 令和4年5月20日付け厚生労働省事務連絡

「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」

(添付4) 令和4年5月24日付け文部科学省事務連絡

「学校生活における児童生徒等のマスク着用について」

保護者 様

京都市立●●学校
校長

マスクの着用の考え方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と教育活動の両立に向け、「3つの密を避けること」、「人と人との身体的距離の確保」、「換気」、「手洗いなど手指衛生」、「マスク着用」等の基本的な感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、本市教育委員会から、厚生労働省及び文部科学省から示された「マスク着用の考え方」等を踏まえ、学校活動における児童生徒のマスクの着用の考え方が、改めて示されましたので、下記のとおり、保護者の皆様にお伝えさせていただきます。

これまでからの基本的な感染症対策としてのマスク着用の位置づけは変更するものではありませんが、気温や湿度が高まる季節を迎えるにあたり、マスク着用による熱中症のリスクが懸念されること等を踏まえ、本校においても、下記の考え方にに基づき、熱中症対策を優先し、子どもたちに指導してまいります。

記

- 1 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用します。
屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

【マスク着用の考え方】（5月20日付け、厚生労働省事務連絡から引用）

	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内 (※)	屋外	屋内 (※)	屋外
会話を行う	着用を <u>推奨</u> する	着用の <u>必要はない</u>	着用を <u>推奨</u> する	着用を <u>推奨</u> する
会話をほとんど行わない	着用の <u>必要はない</u>	着用の <u>必要はない</u>	着用を <u>推奨</u> する	着用の <u>必要はない</u>

(※) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

- 2 マスク着用が不要な場面として考えられる具体的な場面及びその際の留意事項を例示します。

- (1) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。
- (2) 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、各競技団体のガイドラインを踏まえて対応します。
但し、活動の実施中以外の練習場所や部屋、更衣室等の利用時等については、マスク着用を含めた感染対策を徹底します。
- (3) 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すように指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用の必要はありません。
- (4) 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、上記1の考え方に基づく取扱いとします。
- (5) 幼稚園においては、幼児にマスク着用を一律には求めず、無理に着用させることは行いません。
園内で感染者が確認されている場合等、保護者のご理解の上で着用を求めることがあります。

- 3 上記2の場面以外でも、児童生徒等が息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりすること等について、児童生徒自身でも判断・対応できるように学校でも指導いたしますので、各家庭でもお子様にお伝えください。

一方、上記の例はマスク着用を禁止する趣旨ではありませんので、様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮するとともに、マスクを着用する・しないこと等による偏見や差別は許されないことについて、各校園で適切に指導します。

※ 別紙リーフレット「子どものマスク着用について」や、本校HPの「教育委員会からのお知らせ」欄で、厚生労働省及び文部科学省事務連絡もご参照ください。

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面



屋外

- ・ 人との距離が確保できる場合
 - ・ 人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・ 人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて
いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要な場面では、
マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



事務連絡
令和4年5月20日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

各〔都道府県
市区町村〕保育主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
子ども家庭局

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、マスクの着用は極めて重要であり、会話をする際等には マスクを着用していただくよう、様々な場面で国民の皆様をお願いしているところです。

このマスク着用に関しては、どういった場面で外してよいのかという声や、マスク着用が長期化する中で表情が見えにくくなることによる影響を懸念する声があります。また、これから気温・湿度が高くなる季節になるため、マスクを着用していると熱中症のリスクも高くなることが懸念されます。

令和4年5月19日の厚生労働省アドバイザーボードにおいても、発達心理と保育の専門家からお話を伺うとともに、専門家有志から、屋外と子どものマスク着用についての考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを何ら変更するものではありませんが、今般、下記のとおり、

- ・身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化するとともに、
- ・現在、オミクロン株の特徴を踏まえ、一時的に、対応を強化してきた保育所等における2歳以上の子どものマスク着用について、オミクロン株への対応以前の取扱いに戻すこととしましたので（概要については別紙参照）、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、御願い申し上げます。なお、周知に当たってのリーフレットを追ってお示しする予定です。

記

1. 屋外でのマスク着用について

- ・ ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はないこと。
- ・ 徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。
屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では引き続き、マスクの着用を推奨すること。
- ・ 夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、上記のマスクを着用する必要はない場面では、マスクを外していただくことを推奨すること。

2. 屋内でのマスク着用について

- ・ 他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスク着用は必要ないこと。他方、会話を行う場合は、着用を推奨すること。
- ・ 距離が確保できない場合で、会話を行うときはマスクの着用を推奨すること。
加えて、通勤電車の中など距離が確保できない場合で、会話をほとんど行わないときについても、着用を推奨すること。

3. 子どものマスク着用について

- ・ 子どものマスク着用については、これまでも2歳未満については、マスク着用は奨めておらず、この取扱いに変更はないこと。
- ・ 2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和4年2月から、保育所等において、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨めてきたが、今般、この取扱いについて、2月の変更前の取扱いに戻すこと。
- ・ 具体的には、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。

なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられること。この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないよう、追って、留意点を子ども家庭局保育課より保育主管部(局)に対しお示しする予定であること。

【問い合わせ】

(1及び2関係)

新型コロナウイルス感染症対策推進本部(戦略班)

Mail: variants@mhlw.go.jp

(3関係)

子ども家庭局保育課

Mail: hoikuka@mhlw.go.jp

マスク着用の考え方やび就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - ▶ **基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない**
 - ▶ **身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
 - ▶ **就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、**リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報**を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2 m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話をを行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りや高齢者や病院内に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満（乳幼児）**は、引き続き、**マスク着用は奨めない**。
- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。
「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、**可能な範囲で、マスクの着用を求めめることは考えられる**」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。

厚生労働省「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を踏まえ、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和4年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

先日5月20日に厚生労働省から別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表され、

- ・ マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であること
- ・ 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること
- ・ 就学前の児童（2歳以上）のマスクの着用はオミクロン株対策以前の取扱いに戻すこと

等が示されました。また、昨日お知らせしたように令和4年5月23日には、それも踏まえて、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたところです。

これらを受けて、特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設

置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校生活においてマスクの着用が不要な場面について

(1) 基本的考え方

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き、地域の実情に応じた基本的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

児童生徒等のマスクの着用に関し、文部科学省においては、これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「学校衛生管理マニュアル」という。）等を作成し、それらの中で、学校教育活動において、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきとしつつ、マスクの着用が必要な場面として、

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・ 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。
- ・ 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

等としてきたところです。

一方で、上記のように、感染対策は、地域の実情に応じて実施していくことが重要であるものの、学校現場において、様々な理由から、マスクの着用が不要であると示した場面において慎重な取扱いを行う場合に、児童生徒等や保護者に対して必ずしも十分な説明が行われていないと思われるケースも見受けられます。また、これから気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で、児童生徒等がマスクを着用することで、熱中症のリスクが高まるおそれもあります。

このため、厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び今般の基本的対処方針の変更等も踏まえ、これまで学校衛生管理マニュアル等に示してきたもののうち、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改

めて御留意いただきたい事項をお知らせしますので、児童生徒等に対する指導や説明の参考としてください。

なお、これらの事項は、これから夏季を迎える中で、児童生徒等のマスクの着用に関し、特に注意すべき点をお知らせするものであり、現在の学校衛生管理マニュアルの記載及びその取扱いを変更する趣旨のものではありませんので、その旨御留意ください。

(2) マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項

厚生労働省の「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」及び基本的対処方針も踏まえ、特にこれから夏季を迎えるに当たって、学校生活においてマスクの着用が不要な場面の例として考えられるものを以下にお示しします。

いずれも、現在の学校衛生管理マニュアル等の記載をより具体の場面に即して明確化したものであり、実際の運用に当たっては、地域の実情に応じたものとしつつ、学校衛生管理マニュアルの他の記載や関係の通知・事務連絡等も併せて御参照いただくようお願いします。

なお、これらの例は、記載する場面において児童生徒等のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しても適切な配慮が必要です。

○ 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。

その際、地域の感染状況等を踏まえつつ、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に御留意ください。(学校衛生管理マニュアル p 40～)

○ 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応することが重要です。

特に以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底することが必要です。

- ・ 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
- ・ 部活動前後での集団での飲食や移動時
- ・ 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- ・ 寮や寄宿舎における集団生活時 等

また、感染対策を顧問の教師や部活動指導員等に委ねることなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って感染対策に取り組むことが求められます。

(学校衛生管理マニュアル p 53～)

(※) スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ありません。
特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導が必要です。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導してください。なお、公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策が必要です。(学校衛生管理マニュアル p 58～)
- このほか、休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて(令和4年5月20日厚生労働省)」の「1. マスク着用の考え方」に基づく取扱いとしてください。

2. 幼稚園における感染症対策について

幼児のマスクの着用については、これまでも無理して着用させる必要はないこととしておりましたが、今般の基本的対処方針の変更において、2歳以上の小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させないとされたことも踏まえ、幼稚園においても、同様の対応であることについて改めて周知いたします。

その際、学校衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児一人一人の発達の状況を踏まえ、幼児の体調に十分配慮した対応を取るとともに、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集(※)を参考にするなどし、感染症対策を行うことが必要です。

なお、幼稚園においても、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられますが、園のマスクの着用の考え方については、保護者等の理解を得られるよう適切に対処するようお願いいたします。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 体育の授業に関すること
スポーツ庁 政策課企画調整室(内2674)
- 運動部活動に関すること
スポーツ庁 地域スポーツ課(内3953)
- 幼稚園に関すること
初等中等教育局⁴ 幼児教育課(内3136)

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - 基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない
 - 身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化
 - 就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りや会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- 2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。
- 2歳以上は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。

(Y 9 0 3 A 7)

令和4年6月10日

京都市立学校・幼稚園長 様

教 育 委 員 会
体 育 健 康 教 育 室 長

〔学校保健安全担当 708-5321〕
〔学校体育担当 708-5322〕

夏季における児童生徒等のマスクの着用について

学校教育活動におけるマスクの着用については、令和4年5月25日付け通知「保護者へのマスク着用の考え方の周知について」(Y 9 0 3 A 7)において、熱中症予防を優先するとともに、活動の様態や児童生徒の様子を踏まえながらマスクの取り外しを指導することなどについてお願いをしているところです。

こうした中、全国で熱中症による生徒の救急搬送事案が複数件発生していることを受け、文部科学省から別添のとおり通知がありましたので、各校園においては、下記の留意事項について、改めて所属教職員と共通理解を図ったうえで、子どもたちの命と健康を守るとともに、感染拡大防止と円滑な教育活動の実施を徹底してください。

記

- 基本的な感染対策として、引き続き、**「三つの密」の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底**すること。
- あわせて、気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で児童生徒がマスクを着用することで、熱中症のリスクが更に高まるおそれがあることから、マスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項について改めて確認の上、適切に対応すること。
 - ・ **熱中症が命に関わる重大な問題**であることを認識した上で、リーフレット等も活用しながら、**児童生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者等に対しても理解・協力を求める**こと。
 - ・ **体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時**においては、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、**熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導**すること。
また、教職員についても、屋外での授業や部活動の指導にあたっては、熱中症に十分留意し、マスク着用の必要性を判断すること。
 - ・ その上で、**できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には常時換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取る**こと。
- なお、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒に対しても適切な配慮を行うとともに、その場合にも、熱中症対策を適切に講じること。

【その他参考通知】

- ・ 令和4年4月27日付け (Y 9 0 3 A 7)
『京都市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策』の改訂 (R4/4/27 版)
- ・ 令和4年5月2日付け (Y 9 0 3 C 6) 「熱中症事故等の防止について」

(Y 9 0 3 A 7)
令和4年12月6日

京都市立学校・幼稚園長 様

京都市教育委員会
体育健康教育室
保健安全課長
給食課長
(学校保健担当 708-5321)
(学校給食担当 708-5323)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂に伴い、文部科学省から事務連絡がありました。

給食時の感染防止対策やマスクの着用に係る考え方について留意点を示しますので、所属教職員と共通理解を図ったうえで適切に御対応ください。

標記について、国が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の11月25日付け改訂において、「国民等への周知」として、従来の「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること、特に高齢者や基礎疾患のある者及びこれらの者と日常的に接する者は感染リスクの高い場面・場所への外出は避けること」との記載が削除され、「早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けること、場面に応じた適切なマスクの着脱を行うこと」等に変更されたこと等を踏まえ、文部科学省から別紙のとおり事務連絡がありましたので、各学校・園におかれましては、内容を確認のうえ、引き続き感染拡大防止と円滑な教育活動の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、給食時の感染防止対策や、マスクの着用に係る考え方について、従来の本市の対応に変更があるものではありませんが、下記に留意点を示しますので、改めて所属教職員と共通理解を図ったうえで御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 飲食の場面における感染対策について

これまで、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2022.4.1 ver.8）」及び「京都市立学校・園における新型コロナウイルス感染症対策（R4/4/27版）」において、給食等食事をする場面については、「会食にあたっては、飛沫を生じないように、机を向かい合せにしない、大声での会話を控えるなどの対応をとる。」などの対策をお願いしているところです。

今回、別紙事務連絡「2. 飲食の場面における感染対策について」（P2）において、「**従前から、必ず『黙食』とすることを求めてはいない**」ことや「**座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能**」であることが改めて周知されており、各学校・園の感染状況等も踏まえつつ、適切かつ柔軟に御対応いただくようお願いいたします。

2 マスクの着用について

マスク着用の考え方については、5月25日付け（Y903A7）「保護者へのマスク着用の考え方の周知について」及び6月10日付け（Y903A7）「夏季における児童生徒等のマスクの着用について」等に

において周知しているところです。

コミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、児童生徒の心情等に配慮しながらマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面においては積極的に外すように促すなど、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク着用が行われるよう、引き続き、児童生徒等や保護者等に必要な周知を行うなど、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

(Y 9 0 3 A 7)
令和 5 年 2 月 1 4 日

京都市立学校・幼稚園長 様

教 育 委 員 会
学 校 指 導 課 長
(初等・中学校担当 222-3806)
(高校教育担当 222-3811)
総 合 育 成 支 援 課 長
(総合育成支援担当 352-2285)
体 育 健 康 教 育 室
保 健 安 全 課 長
(学校保健安全担当 708-5321)

卒業式におけるマスクの取扱い等について

日頃から、新型コロナウイルス感染拡大防止と教育活動の両立のため、御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

2月10日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、その中で「4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とする」とされたことを受け、文部科学省より、別紙1のとおり、令和4年度卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針が示されました。

つきましては、各校園においては、文科省通知の別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」及び下記の留意事項について、所属教職員と共通理解を図った上で、児童生徒等に指導し、卒業式の適切な実施に努めてください。

保護者への周知については、別紙2「保護者お知らせ文例」を活用いただき、文書での配布、PTA・学校メール配信システムの活用等により、周知を図っていただきますようお願いいたします。

また、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等のマスク着用の考え方の見直しについては、4月1日からの適用となるため、令和4年度内における卒業式以外の教育活動においては、令和4年5月25日付け通知「保護者へのマスク着用の考え方の周知について」(Y903A7)等を踏まえ、従来どおりメリハリのあるマスクの着用等をお願いいたします。

なお、幼稚園については、学校指導課から保護者向け周知の内容等を別途お示ししますので、適宜御対応ください。

【卒業式実施に当たっての留意事項】

- ・ 式典全体を通して、適切な換気等、感染症対策を講じた上で、以下の場面ではマスクを着用せずに実施することを基本としてください。なお、卒業式の各場面で児童生徒等にマスクを着用する・しないを強制することがないよう、留意して指導してください。

＜マスクを着用しない場面＞

入退場、式辞等、卒業証書授与、送辞・答辞

- ・ 国歌・校歌等については、マスクの着用を基本として、静聴ではなく斉唱してください。
また、卒業生等による合唱やいわゆる「呼びかけ」等も実施して構いません。その際も、マスクは着用してください。
※ 高等学校については、静聴として実施することも可能とします。

- 来賓や保護者等については、文科省通知において「マスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保したうえで参加人数の制限は不要」とされたことを踏まえ、**参加する児童生徒及び教職員の人数と会場の広さ（収容人数等）を勘案し、適切な参加人数等を検討してください。**

（例えば、「4人掛け長椅子で3人」程度が目安として考えられます。なお、会場規模の関係で「座席間に触れ合わない程度の距離」の確保が難しい場合等は、参加者を同居親族に限るなどの対応を講じてください。）

- 小・中学校においては、中学校区内で対応を相談するなどして、各校園で来賓者の人数や範囲を検討し、できる限り早く臨席の依頼等を行ってください。

1月27日及び2月10日の政府対策本部決定を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方についてお知らせします。

4文科初第2153号
令和5年2月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長

藤原章夫

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）

1月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症について、

- ・ オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付ける
- ・ マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する
- ・ マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す
- ・ その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する

等とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）について、「三（5）まん延防止」の「3）緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」において、イベント等の開催に当たっての収容率の上限について変更が行われました。

また、本日 2 月 10 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部においては、「マスク着用の考え方の見直し等について」（以下「2 月 10 日付け政府対策本部決定」という。）が決定され、その中において、「4 月 1 日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の考え方を示す」とされるとともに、基本的対処方針においても同趣旨の記載が盛り込まれたところです。

今後、実施が予定されている卒業式に向けては、各学校において既に準備が進められているものと思いますが、特に卒業式は、学校生活の中で節目となる重要な行事であり、児童生徒等にとっても特別な意味を有するものとなります。

このため、卒業式が有する教育的意義に鑑み、2 月 10 日付け政府対策本部決定を踏まえた卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な方針について、別添「卒業式におけるマスクの取扱い等について」のとおりお示ししますので、教育委員会等の学校の設置者や各学校においては、この基本的な方針を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

また、2 月 10 日付け政府対策本部決定においては、4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、これらに係る留意事項等については、改めてお知らせする予定ですので、御承知置きください。

併せて、同本部決定においては、学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされていますので、令和 5 年 3 月 31 日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおり、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関連する事務連絡等を踏まえつつ、メリハリのあるマスクの着用をお願いします。

以上について、各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

卒業式におけるマスクの取扱い等について

学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施していただいているところです。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした上で、実施に当たっての基本的な方針を下記のとおり定めました。

学校の設置者及び学校においては、この基本的な方針を踏まえ、卒業式の適切な実施に努めていただくようお願いします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。
- 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。卒業証書を授与する校長等においても同様です。

5 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを知る児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、「呼びかけ」の時に歌を歌う場合も同様です。

7 留意事項

- 卒業式の実施に当たっては、換気対策機器の活用による効果的な換気の実施や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じること。
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。その上で、感染対策上での、来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある者については、卒業式への参加を控えるよう徹底すること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うこと。
- 幼稚園・認定こども園の卒園式について、小学校就学前の幼児については、これまでもマスク着用を一律に求めないとしてきたところであるが、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて上記の取扱いを参照すること。また、教職員や来賓、保護者等のマスク着用等については上記の取扱いに準じること。

保護者 様

京都市立●●学校
校長

卒業式におけるマスクの着用の考え方について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と教育活動の両立に向け、「3つの密を避けること」、「人と人との身体的距離の確保」、「換気」、「手洗いなど手指衛生」、「マスク着用」等の基本的な感染症対策にご協力をいただき、感謝申し上げます。

この度、文部科学省からの通知等を踏まえ、本市教育委員会から、令和4年度の卒業式における児童生徒のマスクの着用の考え方が示されました。つきましては、本校の卒業式におけるマスクの取扱い等については下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、「マスクの着用を求めない」とする学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和4年度中の卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおりの考え方（裏面参照）に基づき、場面や状況に応じたマスクの着用を子どもたちに指導してまいります。

記

- 1 卒業式の教育的意義を考慮し、**児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とします。**
 - (1) 以下の場面では、十分な身体的距離が確保されていることなどから、児童生徒及び教職員はマスクを外すことを基本とします。なお、マスクを着用していただいても差し支えありません。
 - ・ 入退場時
 - ・ 式辞や祝辞、開式・閉式の辞を聞いている時
 - ・ 卒業証書を授与される時
 - ・ 在校生送辞、卒業生答辞を述べる時・聞いている時
 - (2) 壇上の校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、上記の(1)場面に加え、以下の場面ではマスクを外します。
 - ・ 式辞や祝辞を述べる時
 - ・ 卒業証書を授与する時
- 2 **国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時**や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、**児童生徒は、マスク着用にご協力をお願いします。**
- 3 「来賓や保護者等はマスクを着用する」とした文部科学省の基本的な考え方を踏まえ、**来賓や保護者の皆様は、マスク着用にご協力をお願いします。**
- 4 上記の対応は、マスクの着脱の義務を示す趣旨ではありませんので、様々な理由からマスク着用を希望する、または希望しない児童生徒等に対して、適切に配慮するとともに、マスクを着用する・しないこと等による偏見や差別等がないよう、適切に指導します。
- 5 その他、会場の換気や座席間の距離の確保、手洗い等の手指衛生などの感染症対策を実施します。
- 6 **発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある児童生徒、保護者の方については、卒業式への参加を控えてください。**

【参考】学校教育活動におけるマスクの着用の考え方（令和4年5月にお知らせしている内容）

1 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用します。

屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

【マスク着用の考え方】（5月20日付け、厚生労働省事務連絡から引用）

	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内 (※)	屋外	屋内 (※)	屋外
会話を行う	着用を <u>推奨</u> する	着用の必要はない	着用を <u>推奨</u> する	着用を <u>推奨</u> する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を <u>推奨</u> する	着用の必要はない

(※) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

2 マスク着用が不要な場面として考えられる具体的な場面及びその際の留意事項を例示します。

- (1) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。
- (2) 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、各競技団体のガイドラインを踏まえて対応します。
但し、活動の実施中以外の練習場所や部屋、更衣室等の利用時等については、マスク着用を含めた感染対策を徹底します。
- (3) 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すように指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用の必要はありません。
- (4) 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、上記1の考え方に基づく取扱いとします。
- (5) 幼稚園においては、幼児にマスク着用を一律には求めず、無理に着用させることは行いません。
園内で感染者が確認されている場合等、保護者のご理解の上で着用を求めることがあります。

3 上記2の場面以外でも、児童生徒等が息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりすること等について、児童生徒自身でも判断・対応できるように学校でも指導いたしますので、各家庭でもお子様にお伝えください。

一方、上記の例はマスク着用を禁止する趣旨ではありませんので、様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮するとともに、マスクを着用する・しないこと等による偏見や差別は許されないことについて、各校園で適切に指導します。